

島根労働局発表

令和8年9月1日（火）

担

島根労働局労働基準部賃金室

賃金室長 渡辺淳一
賃金係長 曾田智弥

当

TEL 0852-31-1158

島根県最低賃金が時間額 1,092 円に改正されます！

— 発効日 10 月 10 日 —

島根労働局長 なかむらあきひこ 中村昭彦は、令和8年度の島根県最低賃金について、島根地方最低賃金審議会（会長 ふじもと はるひさ 藤本晴久。以下「審議会」という。）の改正答申どおり、「時間額 1,092 円」に改正決定します。

1 改正額

時間額 1,092 円（現行 1,033 円）

引上額 59 円

引上率 5.71%

効力発生日 令和8年10月10日

2 審議経過

島根労働局長は、令和8年8月14日の審議会答申に対して提出された異議申出について、令和8年9月1日の審議会に諮問しました。同日審議会は、慎重に調査審議をした結果、8月14日の答申どおり「時間額 1,092 円」に改正する答申を行いました。

今後は、令和8年9月10日付け官報に公示することとし、その効力発生日は10月10日となる予定です。

(参 考)

1 過去5年間の改正状況

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
目 安 額	28 円	30 円	40 円	50 円	63 円
引 上 額	32 円	33 円	47 円	58 円	71 円
時 間 額	824 円	857 円	904 円	962 円	1,033 円
引上げ率	4.04%	4.00%	5.48%	6.41%	7.38%

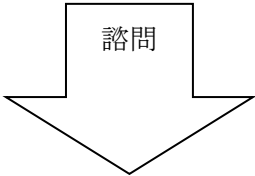
2 最低賃金の改定

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

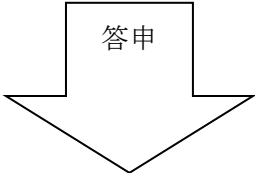
地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定されます。

地方最低賃金審議会の流れ

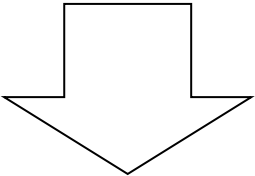
島根労働局長



島根地方最低賃金審議会



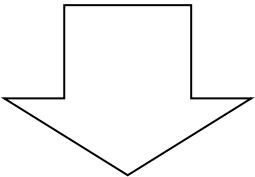
島根労働局長



異議申出・異議審議



官報公示



効力の発生
(公示の日から 30 日経過後又は公示の日から 30 日経過後で指定する日)

3 最低賃金制度とは

最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」のように、特定の産業で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」（島根県では6業種）の2種類があります。

（1）適用

島根県最低賃金は、島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

（2）金額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

4 使用者は、島根県最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法に基づき、処罰されることがあります。

5 最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。